

1. 納付金額及び支払日について

令和6年度の学校給食において、保護者のみなさんにご負担いただく給食費は次のとおりです。

給食の年間実施回数を185回としています。実際の実施回数により年額を計算し、3月分で精算します。学校給食費は届出のあった口座より、「口座振替日」に引落します。ただし、登録口座がない場合は、納付書を送付し、それにより納付いただきます。

対象	年額 (185回分)	月額		口座振替日(納期限)
		4月分～2月分	3月分(精算月)	
幼稚部、小学部	47,730円	4,300円	4,730円(予定)	翌月末日 11月分は12月25日
中学部、高等部	52,725円	4,800円	4,725円(予定)	(土日、祝日の場合は翌営業日)

なお、食材は、給食を提供する約1か月前から事業者へ発注しているため、急な欠席等で給食を食べることができない場合もお支払いいただけます。

長期欠席等で給食の停止を希望される場合は、裏面をご覧ください。

●食物アレルギー等により、牛乳を飲まない、又は牛乳のみの給食の場合における納付額(※)

適用	月額 (4月分～2月分)	3月分 (精算額)	年額
牛乳を飲まない場合(幼稚部、小学部)	3,200円	3,335円	35,335円
牛乳を飲まない場合(中学部、高等部)	3,700円	3,330円	40,330円
牛乳のみの場合(共通)	1,100円	1,395円	12,395円

(※)牛乳を飲まない、及び牛乳のみの給食費の適用は、食物アレルギー等の疾患がある場合に、学校給食の停止申請を行い、停止決定された方に限ります。(停止申請については裏面のとおりです。)

2. 学校給食費の単価について

物価高騰により、食材の価格や油・調味料等の物資も高騰しています。これまで、献立の工夫により対応してきましたが、現在の給食費では給食の質と量を維持し、提供することが困難な状況です。令和6年度は、保護者の経済的負担軽減の観点から、食材料を購入するために不足する分を市が負担して、給食費を据え置きます。今後も、安心・安全で、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供するため、より一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(1食あたりの金額)

対象	令和5年度	令和6年度		
	給食費	食材料購入費①	給食費 (5年度と同額)②	公費負担①-②
幼稚部、小学部	258円	299円	258円(※1)	41円
中学部、高等部	285円	348円	285円(※2)	63円

(※1)牛乳を飲まない場合 191円、牛乳のみの場合 67円

(※2)牛乳を飲まない場合 218円、牛乳のみの場合 67円

(裏面に続く)

3. 学校給食費専用口座の登録方法(新規・変更)

学校給食費をお支払いいただくための口座を、①Web 口座振替受付サービス ②口座振替依頼書 のいずれかの方法でご登録ください。

※登録いただいた口座は、年度末の精算等により返金が生じた場合の還付口座としても使用します。

※一度登録いただくと市内小中・義務教育学校での進級・進学・転校の際も手続きは必要ありません。

Web口座振替受付サービス申込方法

1. 加古川市Web口座振替申込
ページへアクセス



検索 加古川市Web口座振替申込

／加古川市HP＼

2. 氏名、口座情報等
必要事項を入力

口座名義人
住所
生年月日

3. 納期限日に指定の
口座から振替



※暗証番号等による個人認証が必要です

口座振替依頼書が必要な場合は
下記の問合せ先までご連絡ください。

口座振替取扱金融機関（下線はWeb口座振替対応金融機関）

【銀行】三井住友、みなし、りそな、但馬、山陰合同、中国
百十四、ゆうちょ

【信用金庫】但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫

【信用組合】大阪協栄(加古川支店)、近畿産業、淡陽(加古川支店)
兵庫県(加古川支店・稻美支店)、兵庫ひまわり(加古川支店)

【農協】兵庫南、加古川市南

【労働金庫】近畿

4. 特別な場合の学校給食費の取扱いについて

(1) 学校給食の停止

次の要件にあてはまる場合は、「学校給食停止申請書」を学校に提出することで給食を停止できます。

停止期間が短期の場合は精算額（3月）から減額し、長期の場合は月額の徴収を停止します。

申請要件

1	食物アレルギー等の疾患があり、医師の診断書及び学校の許可を得た場合
2	入院や不登校などを理由とし、5日以上連續して学校給食を受けることができない場合（理由を証する書類の提出を求める場合があります）

●留意事項

・既に食材料の発注を行った分についてはご負担いただきます。食材料の発注を止めることができた期間が停止期間となります。

・要件を満たしている場合でも、自動的に減額はされませんので必ず申請を行ってください。

・給食を再開する場合は、「学校給食再開届」を学校に提出してください。

(2) 学校給食の中止等

学級閉鎖などで学校が休業となる場合や、天災などのやむを得ない理由により、給食の一部又は全部を提供できなかった場合については、食材料の発注を止めることができた期間のみ学校給食費を減額します。

5. その他

(1) 支援制度

経済的な理由によって就学が困難な場合、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。就学援助制度については、5月下旬頃に学校から案内がありますので、希望される場合はご確認ください。

(2) ホームページ

学校給食費に関する詳細は、加古川市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

ホームページはこちらから →



問合せ先

加古川市教育委員会 学務課 給食管理係

電話：079-427-9590（直通）